

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省住宅局建築指導課	電話番号: 03-5253-8111(39-568) e-mail: nohara-k2f2@mlit.go.jp
評価実施時期	平成20年8月13日	
規制の目的、内容及び必要性等	建築物におけるエレベーターの安全性の確保を図るため、制御器等に不具合が発生した場合にエレベーターの戸開走行による挟まれ事故を防止する安全装置(戸開走行保護装置)の設置義務付け及び地震等が発生した場合にかご内の閉じ込めを防止するための管制運転装置(地震時等管制運転装置)の設置義務付けの措置を講ずる。	
	法令の名称・関連条項とその内容	建築基準法施行令第129条の10第3項
想定される代替案	代替案:①戸開走行保護装置の設置の努力義務付け ②地震時等管制運転装置の設置の努力義務付け	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	新たにエレベーターの設置等をしようとする者への費用負担が発生する。
	(行政費用)	当該施策の実効性を担保するために、特定行政庁等において、建築確認審査等を行う必要があるが、特段の体制強化等を行う必要なく対応可能なものであり、その費用は僅少であると考えられる。
(その他の社会的費用)	-	
規制の便益	便益の要素	
		戸開走行保護装置の設置義務付けを講ずることにより、エレベーターの安全性の確保が図られ、かご床と昇降路の戸の上枠との間への挟まれ事故や、利用者の昇降路内への落下といった、人命につながる重大事故の防止に資する。
		地震時等管制運転装置の設置義務付けを講ずることにより、エレベーターの安全性の確保が図られ、かご内閉じ込め事故、余震や火災発生時に避難できないことによる二次災害等、大規模な被害の防止に資する。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>①戸開走行保護装置の設置義務付け 本措置により一定の費用の発生が想定されるものの僅少であり、戸開走行によるかご床と昇降路の戸の上枠との間への挟まれ事故及び利用者の昇降路内への落下といった、人命につながる事故の重大性を考えると、規制による便益は、大きく費用を上回ると判断される。 また、代替案と比較すると、費用についてはほぼ同額であるが、戸開走行事故再発防止が着実に推進されるという点で、本案の方が代替案よりも便益が大きく、優れている。</p> <p>②地震時等管制運転装置の設置義務付け 本措置により一定の費用の発生が想定されるものの僅少であり、地震時の被害の規模や、かご内に閉じ込められた者の心身への影響、救出のための人員の動員等の必要性を考えると、規制による便益は、大きく費用を上回ると判断される。 また、代替案と比較すると、費用についてはほぼ同額であるが、地震防災対策が着実に推進されるという点で、本案の方が代替案よりも優れている。</p>	
有識者の見解その他関連事項	社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会とりまとめ「エレベーターの地震防災対策の推進について」(平成18年4月)において、早急に講ずべき施策として、地震等が発生した場合のエレベーター管制運転装置の設置義務付け(P波感知型地震時管制運転装置)が提言され、また、同部会とりまとめ「エレベーターの安全確保について 中間報告」(平成18年9月)において、エレベーターの戸開走行による挟まれ事故を防止する安全装置の設置義務付け(制動装置の二重化)が提言されている。	
レビューを行う時期又は条件	平成26年度(平成21年度中に予定している建築基準法施行令の一部改正の施行の5年後)までに事後検証を実施	
備考		